

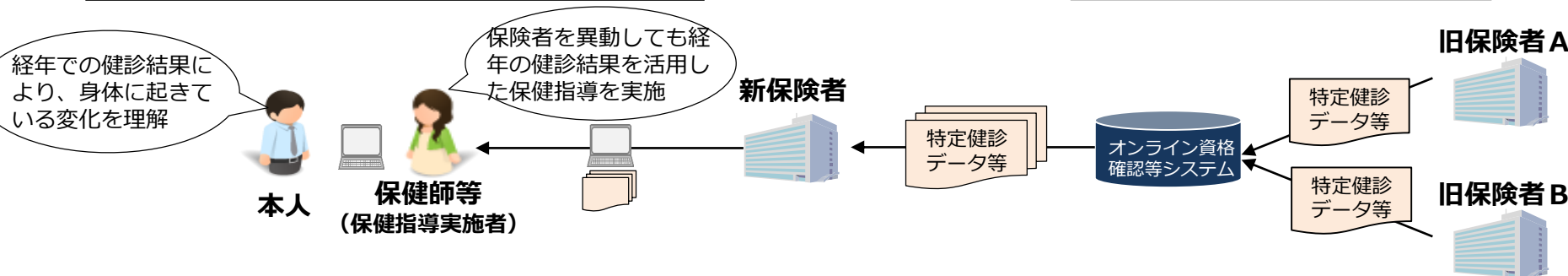
特定健診データ等の保険者間の引継ぎ
マイナポータルを活用した特定健診データ等の閲覧に係る議論の経過
(報告)

オンライン資格確認等システムを活用した特定健診データ等の保険者間の引継ぎについて (基本的な考え方)

- 従来、特定健診等データの保険者間の引継ぎについては、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において、保険者にとって新規加入者の過去の特定健診等データを活用して、本人の過去の状況や病歴等の特性に応じた、個別の保健事業へのアプローチが可能となること等のメリットが指摘されてきた。
- 一方で、一律的・網羅的な対応を行うためには、保険者において一定のシステム改修が必要であるが、マイナンバー制度の運用状況も踏まえる必要があったことから、これまで特段の対応は行わず、当面の間、紙又は電子媒体での引継ぎを行っている。
- 現状において、新規加入者などに対する保健指導等において過去の健診結果を活用している例は少ない。
- 現在マイナンバー制度のインフラを活用したオンライン資格確認等システムの整備が進められており、特定健診データ等の引継ぎの重要性や現状を踏まえ、効率的な引継ぎが行えるよう、この環境を活用した仕組みを整備することとする。
- また、加入者の予防・健康づくりを促進する観点から、マイナポータルでの特定健診データ等の閲覧や民間PHRサービスへの情報連携の仕組みについても併せて構築する。

経年の特定健診結果を活用した効果的な保健指導の実施

保険者間の特定健診データ等の引継ぎ



過去の健診結果を活用している例が少ない

- 特定健診の記録の提供を求められた旧保険者は、新保険者に記録（紙又は電子媒体）を提供しなければならないが、実際に旧保険者に照会し活用している例は少なく、新保険者ではその年の健診結果のみを用いて保健指導をしているとの指摘がある。

効率的に記録の提供・取得ができる仕組みがない

- 現在、主として紙で記録を引き継いでいる。
- 予防・健康づくりの進展に伴い、今後は、保険者間の特定健診データ等の引継ぎの機会の増加が見込まれるため、事務負担の増加も予想される。

- 引き継がれた特定健診データ等を活用することで、経年の特定健診結果に基づいた、的確な保健指導が提供できる。
- 過去の健診結果を活用することで、加入者等に対して、特定健診・保健指導以外の保健事業の更なる推進ができる。
- オンライン資格確認等システムの環境を活用し、特定健診データ等を集約することで、最適なセキュリティを確保しつつ、効率的なデータの引継ぎが可能となる。

特定健診データ等の保険者間の連携、マイナポータル等の活用（イメージ）

- 特定健診データ等の管理等を支払基金・国保中央会に委託する仕組みとすることで、保険者間での円滑なデータ連携ができる。マイナポータルや民間PHRサービスを活用して、本人が経年の特定健診等の記録を確認できるシステムも整備できる。

(※) PHR (Personal Health Record) サービス：個人の健康データを履歴管理し、健康管理サービスを提供。

マイナポータルやPHRサービスで特定健診等の経年データを閲覧

健診結果を経年で
分かりやすく表示

保険者を異動後も
健診の履歴を管理

本人は保険者間のデータ連携に同意



支払基金・国保中央会は、保険者から
特定健診データ等の管理等の委託を受ける

支払基金・国保中央会

保険者等が閉域の通信環境で
接続するクラウドを活用

オンライン資格 確認等システム

経年の特定健診
データ等を提供

民間
PHRサービス

特定健診
データ等

健診実施機関

国への登録データの作成
(匿名化)・登録

NDB

厚生労働省

保険者間で特定健診 データ等の引継ぎ

保険者①

保険者②

保険者③

特定健診の経年データを
特定保健指導の場面で活用
身体に起きている変化を理解

※ 健診実施機関から支払基金経由で特定健診データ等を保険者に登録する仕組みを検討

※ 特定健診データ等は特定健診の他、後期高齢者医療広域連合が行う健診、事業者健診、人間ドックの結果等を想定

(※) 保険者には後期高齢者医療広域連合を含む新保険者から旧保険者に資格異動前のデータを照会、旧保険者から提供

(※) 現在は紙・電子媒体でやりとり

特定健診データ：身長・体重・血圧、血糖・血中脂質・肝機能・尿検査等の検査値、問診の結果、血圧・血糖・血中脂質の治療薬の服薬、喫煙・飲酒、食事・運動等の生活習慣

特定健診データ等の保険者間の引継ぎ

マイナポータルを活用した特定健診データ等の閲覧等の仕組みの主な検討項目

- 特定健診データ等の保険者間の引継ぎ、マイナポータルを活用した特定健診データ等の閲覧等の仕組みの構築に向けて、以下の検討事項について、本WGで議論・整理を進めていく。
- その際、オンライン資格確認等システムの構築と平仄を合わせるため、オンライン資格確認等システムの仕様に関わる検討事項から優先して議論・整理を進めていく。

○ 特定健診データ等の管理等に関する主な検討事項

1. 特定健診データ等の管理期間等のあり方

2. 保険者からの特定健診データ等の効率的な登録方法、照会・提供の仕組み

- ・ 特定健診データ等の保険者間の効率的な照会・提供の仕組み
- ・ 保険者から支払基金へのデータの効率的な登録方法（匿名化前データの登録方法等）
 - 特定健診情報ファイルの個人単位被保番対応
 - 匿名化前データの登録方法
- ・ 健診実施機関から支払基金経由で特定健診データ等をオンライン資格確認等システムに登録する方法
- ・ レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）への効率的な登録方法（データの匿名化等）
- ・ 2020年度における先行的な特定健診データ等の登録
- ・ 保険者が現在保有している特定健診データベースとの役割分担

3. マイナポータル等での特定健診データ等の表示

- ・ 表示が必要な健診結果項目等
- ・ 加入者の健康管理に資する分かりやすいマイナポータル等での画面表示（経年データの表示方法等）
- ・ 医療機関での特定健診データ等の閲覧方法や表示方法
- ・ 民間PHRサービスとの役割分担やデータの授受の方法（保険者共通サービスとして、どこまでマイナポータルで対応するか）

「実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ」における議論

これまでのWGでの意見の概要であり、最終的な取りまとめは今後報告する予定。

「実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ」における議論①

開催実績

- ・ 第25回実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ（2018年10月25日）
- ・ 第26回実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ（2018年11月26日）

1. 特定健診データ等の管理期間等のあり方

- 特定健診データ等の保存期間は検討会でも議論がされていたが原則、5年としてよいのではないか。
- 保存期間や保存方法についてはコストも含め引き続き検討すべき。
- 保存期間が過ぎたデータについては削除されていくことになるが、削除前に保険者がダウンロードできる仕組みを構築する。
- 特定健診データ等の保険者間での引継ぎはオンライン資格確認等システムの環境を活用し、電子的に引継ぐこととなるため、保健指導の実施等で当該データを活用する観点から、保険者がダウンロードできる仕組みを構築する。
ただし、必要となる機能を実装する観点から、ダウンロードの機能を使用する場面を具体的に想定し、コスト面も含めて検討すべき。
- 保存期間の過ぎたデータについて一括でダウンロードする場合も想定されるが、その場合の同意を得ていない加入者の取扱いを検討すべき。

2. 保険者からの特定健診データ等の効率的な登録方法、照会・提供の仕組み

【特定健診データ等の保険者間の効率的な照会・提供の仕組み】

- 特定健診データ等の登録方法等の議論を踏まえつつ、引き続き検討が必要。
- 保険者間の特定健診データ等の引継ぎについては、当面の間は紙又は電子媒体で行うこととされているが、オンライン資格確認等システムを活用した引継ぎに係る環境整備が図られることから、原則、電子的に行う方向としてはどうか。
- 特定健診データ等の引継ぎについて、本人同意の取り方について具体的に検討すべき。

【保険者から支払基金へのデータの効率的な登録方法（匿名化前データの登録方法等）】

（特定健診情報ファイルの個人単位被保番対応）

- 個人単位被保番の入力について、2020年度実施分は保険者（市町村の場合は国保連合会）が入力する。
- 実施機関での入力は、特定健診受診券または特定保健指導利用券に個人単位被保番の情報の記載が可能となる時期や運用を明確にした上での検討が必要。
- システム改修の時期も踏まえる必要があるためスケジュールを明らかにすべき。

「実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ」における議論②

（匿名化前データの登録方法）

- 匿名化前特定健診情報ファイルの登録は現行の法定報告の流れを準用する。
- 現行の法定報告では、年度途中の異動者や妊産婦等の結果的に特定健診及び特定保健指導の対象者から除外される者が報告の対象となっていないため、特定健診データ等の保険者間の引継ぎの趣旨等を踏まえると、オンライン資格確認等システムにすべての受診者の特定健診データ等について登録すべき。
ただし、保険者や社会保険診療報酬支払基金に係る事務負担、具体的な対応方法の実行可能性やコストの観点から、以下の2つの方法について、引き続き検討すべき。
 - ① 社会保険診療報酬支払基金において、除外規定に該当する者を除外したNDBへ登録するファイルを作成する。
 - ② 保険者において、従前とおりの法定報告の特定健診情報ファイルも作成し、登録する

【健診実施機関から支払基金経由で特定健診データ等をオンライン資格確認等システムに登録する方法】

- 特定健診の結果について、医療機関から支払基金に登録する仕組みの構築は重要。オンライン資格確認等システムの構築に際し、必要な環境整備をするとともに、課題を整理し、可能な限り早期の実現ができるよう運用についても議論を継続していくべき。
- 特定健診だけでなく、事業者健診等について、健診実施機関から支払基金を経由してオンライン資格確認等システムへ登録する仕組みの構築と具体的な運用について、引き続き検討すべき。

【レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）への効率的な登録方法（データの匿名化等）】

- 保険者は社会保険診療報酬支払基金に、特定健診情報ファイルを匿名化せず（暗号化は実施）に提出することにする。提出方法についてはオンラインによる方法も見据えてはどうか。
- 社会保険診療報酬支払基金が匿名化・暗号化した上でNDBへ登録するデータを厚生労働省へ提出する。

【2020年度における先行的な特定健診データ等の登録】

- 現行の法定報告では健診受診年度の翌年度11月以降でないと特定健診データ等が登録されず、マイナポータル等で最新の健診結果の閲覧ができないことから、法定報告よりも早期に登録する方法について、課題を整理して検討すべき。
- すべての保険者に法定報告より早い時期に特定健診データ等の登録を求めることは困難であるため、例えば、2021年1月から3月に先行して個人単位被保番対応した匿名化前特定健診情報ファイルを登録できる保険者を募り、当該保険者が任意の特定健診データ等を登録する方法（先行実施）を検討すべき。
- 〔再掲〕個人単位被保番の入力について、2020年度実施分は保険者（市町村の場合は国保連合会）が入力する。

【保険者が現在保有している特定健診データベースとの役割分担】

- 特定健診データ等の登録方法等の議論を踏まえつつ、引き続き検討が必要。

「実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ」における議論③

3. マイナポータル等での特定健診データ等の表示

【表示が必要な健診結果項目等】

- 特定健診情報ファイルにデータが存在する、下記データを想定。
身長・体重・血圧、血糖・血中脂質・肝機能・尿検査等の検査値
問診の結果、血圧・血糖・血中脂質の治療薬の服薬、喫煙・飲酒、食事・運動等の生活習慣
- 当面は特定健診や後期高齢者医療広域連合が行う健診の表示であっても、将来的には事業者健診や人間ドックの結果等についても対応できるよう仕組みの構築をするべき。

【加入者の健康管理に資する分かりやすいマイナポータル等での画面表示（経年データの表示方法等）】

- 民間PHRサービスとの役割分担を踏まえつつ、引き続き検討が必要。

【医療機関での特定健診データ等の閲覧方法や表示方法】

- 特定健診データ等を診療場面で活用できるよう、マイナンバーカードを活用する他、被保険者番号を活用した照会等のマイナンバーカードを所持していない者の特定健診データ等も活用できる仕組みを検討するべき。

【民間PHRサービスとの役割分担やデータの授受の方法（保険者共通サービスとして、どこまでマイナポータルで対応するか）】

- 特定健診データ等を提供する範囲は、原則、保険者と委託契約を締結している民間PHRサービスとする。
- 民間PHRサービスへのデータの提供方法は媒体及びダウンロードによる方法を検討する。